

社会福祉法人ルボア 理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ルボア(以下、「法人」という。)理事長の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別に定める報酬額表によるものとする。

(支給要件)

第3条 法人本部または法人の経営する施設に勤務し、法人を所管する業務を行うことに対して報酬を支給する。

2 法人を所管する業務とは、理事会で決定された事項の遂行のほか、社会福祉法人ルボア理事長専決事項に関する規程に定められた事項の遂行のことをいう。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月25日に指定された銀行口座に支払う。

ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日に支払うものとする。

(会計処理)

第5条 経理規程第6条第4項社会福祉事業区分、サンライズ屋島拠点区分におけるサービス区分の法人本部役員報酬により処理することとする。

別表(第2条関係)

理事長報酬額表

	報酬額(年額)
5年未満	800万円 以内
満5年以上10年未満	1,000万円 以内
満10年以上	1,200万円 以内

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

附則

1. 理事長に対する報酬額を下記のとおり定める。

平成28年7月から年額2,400,000円を報酬として支払うこととする。

附則

1. 理事長に対する報酬額を下記のとおり定める。

平成30年4月から年額4,800,000円を報酬として支払うこととする。

附則 (平成31年3月27日 評議員会議決)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2. 理事長に対する報酬額を下記のとおり改正する。

平成31年4月から年額6,000,000円を報酬として支払うこととする、